

半田市住宅用地球温暖化対策設備導入促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅用地球温暖化対策設備を導入する者に対し経費の一部を補助することにより、再生可能エネルギーの利用推進と温室効果ガスの排出抑制による地球温暖化の防止に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「住宅用地球温暖化対策設備」(以下「対象設備」という。)とは、別表第1に掲げる設備をいう。

2 この要綱において、「Z E H」とは、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギー等により年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロ又はマイナスの住宅をいう。

3 この要綱において、「国Z E H支援事業」とは、経済産業省、国土交通省及び環境省がZ E Hの普及促進を目的として実施する補助事業をいう。

4 この要綱において、「B E L S」とは、建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項(令和5年国土交通省告示第970号)に基づき一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度をいう。

5 この要綱において、「B E L S評価書」とは、一般社団法人住宅性能評価・表示協会に登録されている評価機関より発行された、省エネ性能表示制度及びその表示に関する評価書をいう。

6 この要綱において、「補助金」とは、半田市住宅用地球温暖化対策設備導入促進補助金をいう。

(対象設備に関する要件)

第3条 この要綱において、補助対象となる対象設備は、別表第2の各号の要件を満たすものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 自らが所有し、かつ、居住する市内の住宅(新築の住宅含む。以下同じ。)に対象設備を新たに設置する者(以下「設置者」という。)

イ 対象設備が設置された市内の住宅を自らが居住する目的で購入する者(以下「購入者」という。)

ウ 自らが所有し、かつ、居住する国Z E H支援事業の対象となる住宅の新築等を市内で実施する者又は、自らが所有し、かつ、居住する住宅がB E L S評価書におけ

る『Z E H』水準に相当する住宅の新築を市内で実施する者（以下「Z E H設置者」という。）

エ 国Z E H支援事業の対象となる市内の住宅を自らが居住する目的で購入する者又はB E L S評価書における『Z E H』水準に相当する市内の新築戸建住宅を自らが居住する目的で購入する者（国Z E H支援事業の補助金交付対象者又はB E L Sの申請者が施工業者等である場合も含む。）（以下「Z E H購入者」という。）

(2) 実績報告書の提出時に市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されている者

(3) 市税を滞納していない者

(4) 過去に同一住宅に対して補助金の交付を受けていない者

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でない者

2 前項に規定する住宅が店舗等併用住宅である場合は、延床面積の2分の1以上が居住の用に供するものでなければならない。

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象設備の設置に要する費用とし、対象設備に関わらず別表第3に定める設備のうち1種類のみとする。

2 補助金の額は、別表第3に定める額とする。

3 補助金は、予算で定める額の範囲内において交付する。

（地球温暖化対策設備導入計画の届出）

第6条 設置者は、対象設備に係る設置工事完了予定日の8日前までに住宅用地球温暖化対策設備導入計画届出書（様式第1）（以下「導入計画届出書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 対象設備の工事請負契約書又は売買契約書の写し（補助対象設備に関する経費の内訳が明記されている書類に限る。）

(2) 設置予定場所を示した地図

(3) その他市長が必要と認める書類

2 購入者は、住宅の所有権保存登記又は所有権移転登記を予定する日の8日前までに導入計画届出書に前項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 Z E H設置者は、Z E H工事完了予定日の8日前までに導入計画届出書に第1項各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

4 Z E H購入者は、住宅の所有権保存登記又は所有権移転登記を予定する日の8日前までに導入計画届出書に第1項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

5 市長は、届出の提出先着順に交付申請予定額について予算の仮押さえをする。ただし、第8条に規定する補助金の申請がない場合、市長は、予算の仮押さえを取り消すことができる。

(地球温暖化対策設備導入計画の変更等)

第7条 前条第1項の規定により提出した計画の変更を行う場合には、変更の決定後速やかに住宅用地球温暖化対策設備導入計画変更届出書(様式第6)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象設備の工事請負契約書又は売買契約書の写し(補助対象設備に関する経費の内訳が明記されている書類に限る。)
- (2) 設置予定場所を示した地図
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、従前の交付申請予定額を増額する変更は行わないものとする。

3 前条第1項の規定による導入計画届出書を提出した者(以下「届出者」という。)が、対象設備の設置工事を中止する場合又は住宅の購入を取りやめる場合には、速やかに住宅用地球温暖化対策設備導入計画届出取下書(様式第7)を市長に提出しなければならない。

(補助金交付申請書兼実績報告の提出)

第8条 届出者は、当該届出者が設置者である場合は第1号及び第6号に掲げる日より起算して60日を経過した日、購入者である場合は第1号、第4号及び第5号に掲げる日のうちいずれか遅い日から起算して60日を経過した日、ZEH設置者である場合は第1号、第2号、第3号及び第6号に掲げる日のうちいずれか遅い日から起算して60日を経過した日、ZEH購入者である場合は第1号から第5号に掲げる日のうちいずれか遅い日(それぞれの場合において当該日が3月10日以降となるときは、3月10日)までに、補助金交付申請書兼実績報告書(様式第8)(以下「交付申請」という。)に別表第3に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

なお、報告の期限日は、当該日が半田市の休日を定める条例(平成元年半田市条例第29号)に定める市の休日である場合は、翌開庁日とする。

- (1) 対象設備の保証書に記載される保証の開始日
- (2) 国ZEH支援事業の補助金額確定通知書の通知日
- (3) BELS評価書の評価年月日
- (4) 当該住宅の所有権保存登記の日
- (5) 当該住宅の所有権移転登記の日
- (6) 工事完了引渡証明書

2 届出者が前項に規定する日の翌日以降に交付申請を提出した場合には、市長は、補助金を不交付とする旨を当該届出者に通知することができる。

3 補助金の申請は、世帯ごとに行い、別表第2第2号から第5号までに掲げる設備にあ

っては1世帯について設備ごとに1基とし、同表第6号に掲げる設備にあつては1世帯について1回とする。

(補助金の額の確定及び通知)

第9条 市長は、前条第1項に規定する交付申請を受理し、その内容を審査し適当と認めるときは、補助金の額を確定し、速やかに届出者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第10条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 前条の規定による通知を受けた者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、速やかに補助金支払請求書(様式第4)を市長に提出しなければならない。

(取得財産の管理及び処分)

第11条 補助対象者は、補助金の交付を受けて取得した財産(以下「取得財産」という。)を、善良な管理者の注意をもって管理し、適切な保守及び点検の実施により発電量等の維持に努めなければならない。

2 補助対象者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数の期間内において、市長の承認を受けずに取得財産を補助金の交付目的に反して使用、譲渡、交換、廃棄、貸付け又は担保として提供(以下「処分」という。)をしてはならない。

3 補助対象者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産の処分に関する承認申請書(様式第11)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前3項に定める場合において必要があると認めるときは、取得財産の管理及び運用の状況について調査することができるものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の受給に関し不正の行為があったとき。

(協力)

第13条 市長は、補助対象者に対し、必要に応じて温室効果ガスの削減量等のデータの提供を求めることができる。

2 補助対象者は、前項の依頼があった場合は、データの提供について積極的に協力するものとする。

(地位の承継)

第14条 補助対象者に、死亡等やむを得ない理由が生じた場合、補助対象者の承継人が、

補助金の交付を受ける意志を有するときは、地位の承継に係る申請書（様式第12）により市長の承認を受けて、その地位を承継することができる。

（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

住宅用太陽光発電設備	太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費されるもの。
家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	家庭での電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有するもの。
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	燃料電池ユニット及び貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもの。
定置用リチウムイオン蓄電システム	リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に、必要に応じて電気を活用することができるもの。
高性能外皮等	新築の戸建住宅のうち、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）に必要な高断熱外皮、空調設備、給湯設備（家庭用燃料電池システムを除く）及び換気設備をいう。

別表第2（第3条関係）

対象設備	補助対象となる要件
1 共通要件	未使用品であること。 リース品でないこと。 建築物、電気設備及びガス設備に関する関係法令に準拠していること。
2 住宅用太陽光発電設備	ア 太陽電池の出力を監視する等により、全自動運転（自動起動及び自動停止を含む。）を行うものであること。
	イ 構成する機器が次に規定する要件に該当するものであること。

		<p>(1) 太陽電池モジュールは、一般財団法人電気安全環境研究所（以下「JET」という。）の太陽電池モジュール認証を受けたもの又はそれに準じた性能を持つものであること。IEC規格に基づきJETが認証した太陽電池モジュール又はIECEE-PV-FCs制度に加盟している海外認証機関の認証についても、同等のものと判断する。</p> <p>(2) 接続箱、直流側開閉器及び交流側開閉器は、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）及び電力会社が定める内線規程（JEAC8001）に準拠していること。</p> <p>(3) インバータ・保護装置は、電気設備の技術基準の解釈（平成25年3月14日制定）等に基づく任意認証制度基準に準拠していること。その地域を電力供給区域とする電気事業者が個別に認めたものについても、同等のものとする。</p> <p>(4) 発生電力量計は、太陽光発電システムが発電し、負荷及び商用系統に逆潮流した太陽光発電システムの全発電電力量を測定できるものであること。</p> <p>(5) 余剰電力販売用電力量計は、太陽光発電システムを設置した地域を電力供給区域とする電気事業者の仕様に適合するものであること。</p>
		ウ 工事及び施工については、電気設備に関する技術基準を定める省令及び電力会社が定める内線規程（JEAC8001）に準拠していること。
		エ 太陽電池の最大出力（構成する太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。）50キロワット未満のものであること。
		オ 供給する電力を居住の用に供する部分で使用する目的で設置されるものであり、送配電事業者の系統に接続する場合は低圧連携の承諾を得ていること。また、売電を行う場合は全量買取方式ではなく余剰買取方式によること。
3	家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	ア ECHONET Lite規格を標準インターフェイスとして搭載しているものであること。
		イ タブレット、スマートフォン、パソコン又は家庭用エネルギー管理システムに付随する専用モニターにより、電力使用量を表示できるものであること。
		ウ 住宅全体の電力使用量を30分間隔以内で計測し、1時間以内の単位で1ヶ月以上、1日以内の単位で13ヶ月以上蓄積できるものであること。
		エ 分岐回路単位の電力使用量、部屋単位の電力使用量又は電気機器単位の電力使用量のいずれかを30分間隔以内で計測し、1時間以内の単位で1ヶ月以上、1日以内の単位で13ヶ月以上蓄積できるものであること。ただし、太陽光発電設備の設置による発電量及び売電量又は蓄電池の設置による充電量及び放電量のいずれかを計測し、蓄積できる場合は、この限りではない。
		オ 一つ以上の設備又は電気機器に対して、電力使用量を削減するための制御又は蓄電池等の蓄エネルギー設備を用いたピークカット若しくはピークシフト制御を自動的（使用者の確認を介した半自動制御を含む。）に実行できるものであること。

		と。
		カ 太陽光発電設備等の創エネルギー設備及び蓄電池等の蓄エネルギー設備との接続機能を有しており、発電量、充電量等の情報が取得でき、又は計測できるものであること。
		キ 電力使用量に関わる情報に基づき、電力使用量の削減を促す情報（目標達成状況を提示する省エネ評価を含む。）の提供を行うことができるものであること。
4	家庭用燃料電池システム(エネファーム)	愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金取扱要領の補助対象機器であること。
5	定置用リチウムイオン蓄電システム	愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金取扱要領の補助対象機器であること。
6	高性能外皮等	愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金取扱要領の対象住宅であること。

別表第3（第5条関係）

補助区分	設備の種類	補助金の額
単独補助	家庭用燃料電池システム	補助対象経費の額とし、100,000円を限度とする。
	定置用リチウムイオン蓄電システム	補助対象経費の額とし、150,000円を限度とする。
一体的導入補助	住宅用太陽光発電設備+家庭用エネルギー管理システム(HEMS)+定置用リチウムイオン蓄電システム	設備を構成する太陽電池モジュールの最大出力値（単位はキロワットとし、小数点以下第3位を切り捨て得た値とする。ただし、出力の合計値が4キロワットを超える場合は、4キロワットとして算出する。以下同じ。）に13,200円を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てた額）に165,000円を加算した額とし、217,800円を限度とする。
	住宅用太陽光発電設備+家庭用エネルギー管理システム(HEMS)+高性能外皮等	設備を構成する太陽電池モジュールの最大出力値（単位はキロワットとし、小数点以下第3位を切り捨て得た値とする。ただし、出力の合計値が4キロワットを超える場合は、4キロワットとして算出する。以下同じ。）に13,200円を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てた額）に110,000円を加算した額とし、162,800円を限度とする。

別表第4（第9条関係）

設備の種類	必要な書類
共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 設備の設置費に係る領収書の写し又は住宅の購入に係る領収書の写し (分割払により購入した場合は、分割払に係る契約書の写し) 2 設備の設置に係る領収金額内訳書（様式第9） 3 同意書（様式第3） 4 誓約書兼確認書（様式第5） 5 住民登録の現況が分かる書類 6 購入者にとっては、住宅の所有権保存登記又は所有権移転登記の写し
住宅用太陽光発電設備	<ol style="list-style-type: none"> 1 対象設備設置概要書（様式第2・その1） 2 設備の設置場所及び全体の設置状況が確認できる写真（設置した太陽電池モジュールの全てが確認できるもの。屋根形状等の状況により複数枚の写真で提出することも可能とする。） 3 太陽電池モジュールの型式番号及び公称最大出力合計値が記載された出力対比表の写し（様式第10） 4 その他市長が必要と認める書類
家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	<ol style="list-style-type: none"> 1 対象設備設置概要書（様式第2・その2） 2 設備の保証書（製造者、型式、製造番号及び保証開始日が分かるものとする。）の写し 3 設備の設置後の現況を示す写真（設置状況及びモニターが起動している状態が確認できるもの並びに設備本体並びに設備本体に貼付されている型式及び製造番号が分かるものとする。） 4 その他市長が必要と認める書類
家庭用燃料電池システム	<ol style="list-style-type: none"> 1 対象設備設置概要書（様式第2・その2） 2 設備の保証書（製造者、型式、製造番号及び保証開始日が分かるもの）の写し 3 設備の設置後の現況を示す写真（設置状況が確認できるもの並びに設備本体並びに設備本体に貼付されている型式及び製造番号が分かるものとする。） 4 その他市長が必要と認める書類
定置用リチウムイオン蓄電システム	<ol style="list-style-type: none"> 1 対象設備設置概要書（様式第2・その2） 2 設備の保証書（製造者、型式、製造番号及び保証開始日が分かるもの）の写し 3 設備の設置後の現況を示す写真（設置状況が確認できるもの並びに設備本体並びに設備本体に貼付されている型式及び製造番号が分かるものとする。） 4 その他市長が必要と認める書類
高性能外皮等	<ol style="list-style-type: none"> 1 ZEHを構成する設備の設置場所及び住宅全体の状況が

	<p>確認できる写真</p> <p>2 次に掲げる書類のうち、いずれか</p> <p>ア 国ZEH支援事業の補助金額確定通知書の写し（国の補助金交付対象者が施工業者等である場合は、国の補助金の対象となる住宅が、本市の補助対象者の住宅であることが確認できるものとする。）</p> <p>イ BELS評価書の写し（省エネ性能表示制度及びその表示に関する評価書で、特記項目に『ZEH』と記載のあるもの。）</p> <p>3 その他市長が必要と認める書類</p>
--	---